

## 管外地域間運送便の改正について

### 1 趣 旨

さいたま新都心支店の郵便地域区分事務を新岩槻支店に移管することに伴い、自動車運送施設(ダイヤ)の調整を行う。また、荷量に応じた運送便の見直しにより、管外地域間運送便の自動車運送施設(ダイヤ)についても、併せて調整を行う。

### 2 郵便地域区分事務移管に伴うダイヤ改正

#### (1) ダイヤ改正日(始発支店基準)

平成24年8月5日(日)0時以降に起点支店を出発する運送便から新ダイヤで運行する。

#### (2) 対象線路

線路名	改正内容等
新岩槻・長野	別紙1のとおり
新岩槻・新潟	
横浜・新潟	

#### (3) 改正ダイヤ

別紙2のとおり

### 3 荷量に応じた運送便の見直しに伴うダイヤ改正

#### 対象線路

線路名	改正内容等	ダイヤ改正日	改正ダイヤ
福井・仙台(上便)	別紙3のとおり	平成24年8月1日(水)0時以降に起点支店を出発する運送ダイヤから新ダイヤで運行する。	別紙4のとおり
新潟・山形			
水戸・甲府	別紙5のとおり	平成24年8月5日(日)0時以降に起点支店を出発する運送ダイヤから新ダイヤで運行する。	別紙6のとおり
東京・長野			
東京多摩・長岡			
東京・新潟			
千葉・長野			
福井・仙台(下便)			
横浜・新潟(下便)			